

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
22	教育・保育給付事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

佐賀市は、教育・保育給付事務において特定個人情報ファイルを取扱うことが、個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識するとともに、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減するために十分な措置を行うことで、常に個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組むことを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

佐賀県佐賀市長

公表日

令和7年12月1日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	教育・保育給付事務
②事務の概要	・子どものための教育・保育給付の支給に関する事務 窓口や郵送での書類の受入以外に、サービス検索・電子申請機能での受領を行い、マイナポータルのお知らせ機能での通知を行う。
③システムの名称	・佐賀市基幹行政システム(保育料システム) ・佐賀市基幹行政システム(統合宛名システム) ・中間サーバー ・サービス検索・電子申請機能
2. 特定個人情報ファイル名	
・SHIPS保育料DBファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条 別表第127項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表 【別表における情報照会の根拠】 ・第127項 【別表における情報提供の根拠】 ・なし(教育・保育給付事務において、情報提供ネットワークシステムによる情報提供は行わない)
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	佐賀市こども未来部 保育幼稚園課
②所属長の役職名	保育幼稚園課長
6. 他の評価実施機関	
なし	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	佐賀市総務部総務法制課
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	佐賀市こども未来部 保育幼稚園課
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1,000人以上1万人未満] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年11月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年11月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [<input type="radio"/>]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [<input type="radio"/>]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) [<input type="radio"/>]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	国のガイドラインに従い、申請者からのマイナンバー取得を基本とし、以下の人手を介在させる作業については、複数人での確認を行うようにしており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。 ・申請書に記載された個人番号及び本人情報のデータベースへの入力 ・特定個人情報の記載がある申請書等(USBメモリを含む。)の保管	

9. 監査	
実施の有無	<input type="checkbox"/> 自己点検 <input type="checkbox"/> 内部監査 <input type="checkbox"/> 外部監査
10. 従業員に対する教育・啓発	
従業員に対する教育・啓発	<input type="checkbox"/> 十分に行っている <input type="checkbox"/> 十分に行っていない <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 <input type="checkbox"/> 全項目評価又は重点項目評価を実施する	
最も優先度が高いと考えられる対策	<input type="checkbox"/> 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 <input type="checkbox"/> <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業員に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	<input type="checkbox"/> 十分である <input type="checkbox"/> 課題が残されている <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	佐賀市情報セキュリティポリシー等に則り、漏えい・滅失・毀損を防ぐための物理的安全管理措置、技術的安全管理措置等を講じると共に、以下の対策を講じていることから、対策は「十分である」と考える。 ・ 特定個人情報を含む書類やUSB メモリは、施錠できる書棚等に保管する。 ・ USB メモリは、事前に許可を得た媒体のみ使用可能となるよう業務端末上制御を行う。 ・ 特定個人情報が記録された書類等を廃棄する場合には、廃棄した記録を保存する。

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年4月1日	Ⅱしきい値判断項目	平成27年4月1日 時点	平成28年4月1日 時点	事後	
平成29年4月1日	I-5-① 部署	佐賀市教育委員会こども教育部保育幼稚園課	佐賀市子育て支援部保育幼稚園課	事後	
平成29年4月1日	I-5-② 所属長	保育幼稚園課長 一番ヶ瀬 昭宏	保育幼稚園課長 成富 典光	事後	
平成30年4月1日	I-5-② 所属長	保育幼稚園課長 成富 典光	保育幼稚園課長 大松 明浩	事後	
平成30年11月30日	Ⅱしきい値判断項目	平成28年4月1日 時点	平成30年10月31日 時点	事後	
令和1年11月8日	Ⅱしきい値判断項目	平成30年10月31日 時点	令和1年10月31日 時点	事後	
令和2年11月18日	Ⅱしきい値判断項目	令和1年10月31日 時点	令和2年10月31日 時点	事後	
令和3年11月2日	I-4-②	番号法第19条第1項 別表第2	番号法第19条第8号 別表第2	事後	
令和3年11月2日	Ⅱしきい値判断項目	令和2年10月31日 時点	令和3年11月1日 時点	事後	
令和3年11月2日	Ⅳ-8	自己点検	自己点検、内部監査	事後	
令和4年11月10日	Ⅳ-8	自己点検、内部監査	自己点検	事後	
令和4年11月10日	Ⅱしきい値判断項目	令和3年11月1日 時点	令和4年11月1日 時点	事後	
令和5年3月22日	I-1-②事務の内容	・子どものための教育・保育給付の支給に関する事務	・子どものための教育・保育給付の支給に関する事務 窓口や郵送での書類の受入以外に、サービス検索・電子申請機能での受領を行う。 郵送等での通知以外に、マイナポータルのお知らせ機能での通知を行う。	事前	
令和5年3月22日	I-1-②システムの名称	・佐賀市基幹行政システム(保育料システム) ・佐賀市基幹行政システム(統合宛名システム) ・中間サーバー	・佐賀市基幹行政システム(保育料システム) ・佐賀市基幹行政システム(統合宛名システム) ・中間サーバー ・サービス検索・電子申請機能	事前	
令和5年12月27日	I-1-②事務の内容	・子どものための教育・保育給付の支給に関する事務 窓口や郵送での書類の受入以外に、サービス検索・電子申請機能での受領を行う。 郵送等での通知以外に、マイナポータルのお知らせ機能での通知を行う。	・子どものための教育・保育給付の支給に関する事務 窓口や郵送での書類の受入以外に、サービス検索・電子申請機能での受領を行い、マイナポータルのお知らせ機能での通知を行う。	事後	
令和5年12月27日	Ⅱしきい値判断項目	令和4年11月1日 時点	令和5年11月1日 時点	事後	
令和6年11月1日	I-3	番号法第9条第1項 別表第1第94項	番号法第9条第1項別表第127項	事後	
令和6年11月1日	I-4-②	番号法第19条第8号 別表第2 【別表第2における情報照会の根拠】 ・第116項 【別表第2における情報提供の根拠】 ・なし(教育・保育給付事務において、情報提供ネットワークシステムによる情報提供は行わない)	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 【情報照会の根拠】 ・第155項 【情報提供の根拠】 ・なし(教育・保育給付事務において、情報提供ネットワークシステムによる情報提供は行わない)	事後	
令和6年11月1日	Ⅱしきい値判断項目	令和5年11月1日 時点	令和6年11月1日 時点	事後	
	I-5-①	佐賀市子育て支援部 保育幼稚園課	佐賀市こども未来部 保育幼稚園課	事後	
	I-8	佐賀市子育て支援部 保育幼稚園課	佐賀市こども未来部 保育幼稚園課	事後	
	Ⅱしきい値判断項目	令和6年11月1日 時点	令和7年11月1日 時点	事後	